

資料 1

消食基第 269 号  
令和 8 年 6 月 2 日

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

J P A N 010 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ



# J P A N 0 1 0 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ に係る食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

- 品目：  
J P A N 0 1 0 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ
- 遺伝子組換え添加物に係る申請者(申請日)：  
ノボザイムズ ジャパン株式会社(令和8年5月 22 日)
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：  
食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 14 号等

## 2. 遺伝子組換えの概要

- 宿主：*Aspergillus niger* BO-1株
- 導入遺伝子：改変グルコアミラーゼ遺伝子(*Penicillium oxalicum* LCT23 株由来)等
- 遺伝子組換えの目的：耐熱性向上、生産性向上

## 3. 酵素の機能

本品目は、デンプン等のグルコシド結合を加水分解して、グルコースを生成する酵素である。

## 4. 利用目的及び利用方法

本品目は、パンの原料である小麦粉等に添加して製造工程改善及び品質の向上のため利用されている。用途及び使用形態は従来のグルコアミラーゼと相違はない。

## 5. 海外の状況

本品目は、デンマーク、米国等において承認等されている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。